

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2022年6月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1

再生手続における再生計画案に賛成する議決権行使に関する和解
(賛成議決権行使和解)の検討



2

不当な目的による破産手続開始の申立て
(仙台高裁令和2年10月13日決定を参考として)



再生手続における再生計画案に賛成する議決権行使に関する和解 (賛成議決権行使和解)の検討

林 圭介
Keisuke Hayashi

PROFILEはこちら



第1 はじめに

事業再生型の民事再生手続において、再生手続実施者と再生債権者との再生計画案の賛成議決権行使の合意に向けた活動が行われます。特に、従前の取引先との関係を維持しながら、再生債務者の事業を立て直す方法による再建計画の場合には、再生計画案の認可確定がなければ、全ての事業再生計画が頓挫してしまいます。その意味では、再生手続実施者にとっては、再生計画案の賛成議決権行使の合意に向けた行動は、これを否定すべきものではなく、再生債務者の事業再生を現実に実現するために必要不可欠である場合もあります。このことは、DIP型であるか管理型を問わず、大変重要な問題となります。

第2 再生手続における「賛成議決権行使和解契約」についての問題提起

この問題をテーマとして扱う理由は、「賛成議決権行使和解」の意味が注目されるに至ったことによります。この契機となったのが最高裁令和3年12月22日決定[本決定]です。本決定の内容と意義については、秋田弁護士が2022年4月のNewsletter(下記のURL)で報告[以下、「秋田報告」といいます]しています。

[\[https://www.ohebash.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202204-P2-6-Akita.pdf\]](https://www.ohebash.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202204-P2-6-Akita.pdf)

本決定の詳細は、秋田報告によってご確認下さい。

本決定では、管理型の再生手続における再生計画案に不認可事由があるかが争点になりました。争点とされた不認可事由は「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに

至ったとき」(民事再生法174条2項3号)というものです。すなわち、再生手続実施者である管財人が、特定の再生債権者との間で、再生債権の内容について合意をする際、再生債権者が再生計画案について賛成議決権行使和解をしたことは、「不正な方法による決議の成立」であるとする主張です。

本決定の法廷意見は、賛成議決権行使和解契約は、再生債権者に一方的に有利なものではなく、再生債務者にとっても合理性があり、専ら当該再生債権者の議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたとははいえないとして、本件再生計画が可決された決議には、前記の不認可事由はないと判示しました。

ただ、この決定に対しては、「そもそも計画案に対する賛否は個々の再生債権者の自由意思に委ねられるべき性質のものである以上、和解においてその意思を拘束することには本来馴染まないものと解される。・再生計画案に対して賛成票を投じることは、再生債権者側の譲歩であることは明らかである。そうだとすれば、和解契約の原理上、当該和解においては管財人側からも何らかの譲歩がされていることになる」「当該譲歩は経済的利益の供与であり、かつ、他の債権者には関係のない当該債権者のみに対する利益供与となるはずである。・それはすなわち「特別の利益供与」に該当することは自明である¹とする指摘がされています(以下、この論説の引用は[山本論説]といいます)。

この指摘は、大変重要な意味を持ちます。しかし、再生手続において実際に行われている実務の運用とは乖離している面があります。[秋田報告]においても「実際の民事再生手続の中で、再生債務者又は管財人と、再生債権者とが、再生

1: 山本和彦「論説 再生計画案に対する賛成を条件とする和解と不正な利益供与」(NBL1217号4頁以下)[山本論説]

手続の存否・金額等の争いに関して和解契約を締結し、その中で、再生計画案への同意の約束を取り付けることは間々見受けられます」とされています。そうすると、〔山本論説〕のような指摘によって、再生手続における実務の運用に少なからず影響が及ぶことが考えられます。そこで、「賛成議決権行使の合意」の問題について、本決定の内容を踏まえて、改めて検討することにしします。

なお、本決定は、管理型の民事再生手続ですが、「賛成議決権行使和解」の問題については、通常DIP型の民事再生手続の場合にも当てはまります。

第3 「賛成議決権行使に関する和解契約」に関する本決定の捉え方

本決定の法廷意見では、この点について、前述のとおり、再生債権者に一方的に有利なものではなく、再生債務者にとっても合理性があり、専ら当該再生債権者の議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたとははいえないとしています。

また、菅野・草野補足意見は、この問題について、次の内容の詳細な判示をしています。

- ① 管財人は、再生手続において、再生債務者と再生債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整すること（第1目的）と再生債務者の事業の再生を図ること（第2目的）を達成するために、再生計画案を作成し可決させるために活動する。
- ② 管財人は、その権限及び職責に照らし、最も合理的と考える再生計画案を作成し、これが可決されるために、再生債権者の同意を求めるため、事前又は事後に、再生債権者との間で、説明、説得、合意等をする場合がある。
- ③ 再生計画案が可決に至る過程は、必ずしも予定調和的なものではない。
- ④ 管財人は、第2目的の達成を最重視するなら、再生計画認可後において再生債務者が十分な流動資産を保

持するために再生債権を極力限定して、その免除率を高くすることが望ましい。他方、再生債権者にとっての最初の関心事は、再生債権者に有利な形で第1目的が達成されることである。そのため、再生債務者の流動資産を可能な限り減らして再生債権の免除率を最小化したと考える。

- ⑤ この結果、管財人と再生債権者との間の交渉は、巷間いところのチキン・ゲーム的状况を呈することがある。仮に、双方が、それぞれの目的の達成に固執した場合には、時間の経過とともに再生債務者の事業価値が劣化し、第1目的と第2目的の双方が不達成となる危険性が不可避的に存在する。
- ⑥ この状況を打開するため、管財人は、時間と競争しながら、再生債権者その他の関係者と適切な協議、交渉、合意等をし、バランスの取れた合理的再生計画案を作成することにより、時機を失することなく第1目的と第2目的を同時に達成すべき努める必要がある。
- ⑦ その過程で、管財人が再生債権に対する認否を変更したり、再生債務者の債権の主張を撤回することもあり得ようし、大口の再生債権者から管財人作成の再生計画案に同意する旨の約束を取り付けることもある。
- ⑧ 事業の再生では、事業形態等により程度の差はあろうが、時間の経過により、再生債務者の既存の債権の劣化が進むとともに、継続取引や新規取引の困難性が増し、事業価値自体が劣化してしまう。再生債権者にとっても早期の解決を求めたいのは明らかであり、時間自体に経済的価値があるといえる。
- ⑨ そのため、管財人の再生債権に対する認否や再生債務者の債権の主張、訴訟活動等も、一方から見ての正しさを求めるだけでなく、管財人の主張立証の奏功する確率、これに要する時間、当該事業の事業価値の状況と変化見込み等、諸般の事情を勘案しながら、迅速な手続の進行を図る必要がある。

⑩ 以上のような交渉の結果、管財人が、一部の再生債権者との間で、再生債権の存否等に関し、一定の合意をしたり、再生債務者の債権の主張等を変更したり、再生計画案に同意する旨の合意を取り付けたり、これらの合意等を含む和解契約を締結したとしても、そのことのみから直ちにこれを否定的に解したり、信義則に反するとは判断できない。

実務の実情を踏まえた的確な補足意見としての判示です。以上の判示から明らかなように、本決定は、「賛成議決権行使和解」について、これを否定する見解でないことは明かです。また、菅野・草野補足意見では、「賛成議決権行使和解」を締結する必要がある場合もあるとして、再生手続における積極的な位置づけもしています。

また、山本論説が「再生計画案に対して賛成票を投じること、再生債権者側の譲歩であることは明かである」とする指摘に対しても、菅野・草野補足意見は、上記の⑧で指摘するように、「再生債権者にとっても早期の解決を求めたいのは明かであり、時間自体に経済的価値がある」として、賛成票を投じて速やかに再生計画認可に至ることが再生債権者にとってのメリットでもあることが示されています。

第4 本決定に対する問題指摘に対する検討

1. 賛成議決権行使和解の相当性

「賛成議決権行使和解」は、会社の経済活動を規律する会社法では「議決権拘束契約」といわれ、株主間契約の典型例です。「契約で議決権を一定の方向に行使することを他の株主または第三者との合意で定めた場合、そのような契約も契約としては有効であるが、ただし、株主がこの契約に違反しても議決権行使自体の効力に影響はないと一般には解されている」²とか、「議決権拘束契約は、契約当事者間の債権契約

としては有効だが、契約に違反して議決権が行使されても、当該株主に意思による行使である以上その効力には影響がないとする見解が有力である」³とされています。

会社法における「株主総会決議等」と再生手続における「再生計画案の決議(169条以下)」とは、いずれも経済的利益に関するものです。そうすると、「そもそも計画案に対する賛否は個々の再生債権者の自由意思に委ねられるべき性質のものである以上、和解においてその意思を拘束することには本来馴染まないものと解される」とはいえないと解されます。

2. 賛成議決権行使和解をした当該債権者のみに対する「特別の利益供与」が不可避免的に伴うか。

民事再生手続では、再生計画認可確定により、債権者は清算価値を超える配当を受けます。仮に再生計画が不認可となれば、債権者は清算価値の破産配当を受けるのみです。

既存の価値のみを分配する「互譲の和解」であれば、「一方の利益」は「他方の損失」になります(Win-Loseの関係)。しかし、民事再生手続では、「既存の価値の増加」が目標です(Win-Winの関係)。つまり、「パイの奪い合い」(Win-Loseの関係)ではなく、「パイ自体を大きくする」(Win-Winの関係)ことによって、双方が「既存の利益を超えた利益」を受けることの実現を目指します。

確かに、議決権に反対する債権者にとっては、「将来的に不確実な清算価値を超える配当」を受けるよりも、「現時点における確実な清算価値の破産配当」を受ける方が良いと考えることにも一理あります。

賛成議決権行使和解をした当該債権者に対しては、当該再生債権者に対する「特別の利益供与」が不可避免的に伴うとする見解は、このような債権者にとっては妥当する面があります。

ただ、当該債権者が取引債権者である場合には、再生計画

2: 神田秀樹『会社法<第24版>』209頁

3: 江頭憲治郎『株式会社法<第8版>』351頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

認可確定後も再生債務者との取引を継続することによって、単なる清算価値の破産配当のみを受けるよりも経済的に、より大きな利益を受ける可能性もあります。

すなわち、賛成議決権行使和解をした当該債権者のみに対する「特別の利益供与」が不可避免的に伴うという前提は当てはまらないといえます。

第5 「賛成議決権行使和解」の実効性

次に、「賛成議決権行使和解」の実効性について検討しておきます。

第4の1.で、会社法における「議決権拘束契約」について論じました。この契約も契約としては有効である。しかし、株主がこの契約に違反しても議決権行使自体の効力に影響はないと一般には解されているとされています。

そうすると、「再生計画案の決議」の場合において、賛成議決権行使和解をした再生債権者が、例えば「和解した時点では事業再建が可能であると判断していた。しかし、その後、事業破綻の可能性が極めて高いことが判明したので、再生計画案に反対の投票をする」と意思表示をしたとします。この再生債権者の行動を止めることはできないと解されます。このことは理解しておく必要があります。

第6 まとめ

再生手続実施者としては、「一般債権者の利益」に適合した再生計画案の可決に向けて全力を尽くすことは、極めて重要な任務であるといえます。そのために、再生手続実施者において「賛成議決権行使に関する合意」に向けた行動には正当性があり、許容されるものといえます。この点は、DIP型と管理型とで違いはありません。

ただ、注意を要することは、必要もないのに、再生債権者に対して一方的に譲歩をして過大な利益を与えるような、再生債務者にとって著しく不利益な譲歩をしないことです。このようなことをした上で「賛成議決権行使の同意や和解」をすることは、本決定の法廷意見が判示するような「『専ら』議決権行使に影響を及ぼす意図による同意や和解」に該当するとして、再生計画不認可事由になります。少なくとも、このようなことがないようにすることは、必要不可欠な要請であるといえます。

本稿は、前述したとおり、「秋田報告」と重複する点があります。ただ、本決定における「賛成議決権行使の和解」に関する論点について、「山本論説」が重要な問題提起をした関係で、改めて、この点について論じたものです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

不当な目的による破産手続開始の申立て (仙台高裁令和2年10月13日決定を参考として)

和田祐以子
Yuiko Wada

PROFILEはこちら

1 仙台高裁令和2年10月13日決定のご紹介(破産手続開始申立てが不当な目的によるものとして棄却された事例)

(1) 当事者・本件抗告

相手方Y(債務者)は平成23年11月頃から勤務医師として働いており、抗告人Xは令和元年9月26日にYと離婚した元妻です。Yは、令和2年2月に支払を停止し、令和2年6月2日に本件の破産手続開始の申立てを行いました。原審(福島地方裁判所相馬支部)が、令和2年7月27日、Yについて破産手続を開始する旨の決定(原決定)をしたのに対し、Xは、原決定を不服として、原決定の取消し及びYの破産手続開始の申立ての棄却を求めて即時抗告(本件抗告)しました。

Xは、離婚に伴う財産分与として、現住所のマンションの所有権をYから譲り受けたところ、同マンションには住宅ローンの抵当権が設定されており、財産分与後もYが債務者として同ローンの支払を継続することが離婚協議書により合意されていました。もっとも、Yが破産すると、マンションに設定された抵当権が実行され、XはYに対し、上記合意の債務不履行に基づく損害賠償請求権(破産債権)を有することとなります。

Xは、抗告理由として、Yによる破産手続開始の申立てが、債務の免責を得るためのみにする破産申立てであって不当な目的でなされた不誠実な申立て(破産法30条1項2号)であると主張しました。

(2) 決定の要旨

仙台高裁は、Yの破産手続開始申立てについて、財産分与したマンションの住宅ローン債務の支払を続ける約束をしたX

との離婚協議書に基づく義務を免れるため、意図的に住宅ローンの支払を停止して破産することにより債権者に抵当権を実行させ、これにより抗告人に対して負うことになる住宅ローン支払義務の債務不履行による損害賠償債務を破産債権として、その債務の免責を得ようという不当な目的でなされたものと認められるとして、破産法30条1項2号に該当することを理由に破産手続開始の申立てを棄却すべきと判断しました。

(3) Yの収支状況

Yは、破産申立時の月額手取収入が65万円であり、その他に年2回手取合計80万円の賞与が支給されていました。

他方で、Yの支払状況は、以下のとおりでした。

- ① 元々妻Aとの間の合意に基づく慰謝料毎月20万円、養育費毎月15万円の送金義務(YはXと婚姻する以前、Aと婚姻し、離婚している。)
- ② Xに財産分与したマンションにつき、住宅ローン毎月約6万8000円(2月及び8月は約17万6000円)の返済義務(残債務額約3800万円)
- ③ Yの勤務先に対する借入金につき、毎月6万円の返済義務(残債務額194万円)
- ④ 第三者Bに対する不貞行為の慰謝料として、残債務額50万円の支払義務
- ⑤ 法律事務所に対する月額4万4000円の返済義務(残額22万円)
- ⑥ カードローン借入れにつき、月額1万円の返済義務(残高49万3398円)

⑦ クレジットカードの未払いにつき、残高23万5900円の返済義務

(4) 支払停止の必要性

仙台高裁は、Yについて、令和2年に支払停止した時点で、月手取収入が65万円である一方、食費・水道光熱費等の経常経費が月額約16万5000円であるとして、月額48万5000円の余裕資金があり、その他年間80万円のボーナスがあるとして債務返済に充てられる年間の余裕資金は少なくとも660万円あったと認定しました。他方で、日常経費の支払に充てられるクレジットカードの支払と法律事務所への一時的な支払、支払条件の調整が可能と考えられる不貞慰謝料や勤務先への債務返済を除けば、Yが支払うべき債務は、Aに対する慰謝料・養育費合計420万円、住宅ローン約200万円(令和元年6月までの1年間の支払額は173万7059円)程度であり、カードローン12万円を合わせても、年間632万円であるとしてしました。このような状況からすると、Yは、令和2年2月に支払を停止した時点において安定した収入を有する一方、元々妻であるAへの慰謝料・養育費として月額35万円を支払うほか、Bへの不貞慰謝料50万円の支払義務などを負うなどしているものの、このような債務の支払について支払条件を調整するなどすれば(Aへの支払はそもそもYの収入を基礎として支払条件が定められていたものと推認されるから、慰謝料や養育費の支払を一時減額するなどの交渉をし、期限の利益を失いかねない住宅ローン等金融機関への返済資金を確保することが不可能であったとは考えられないと認定しました。)、支払を停止するまでの必要はなかったとしました。

(5) 不当な目的による申立てに当たるかについて

Yは、上記のとおり支払停止の時点で支払不能の状態になかったと思われるところ、Aへの債務は養育費については収入の減少により減額の申入れをすることが可能であるし、慰謝料についても弁済方法について協議の申入れをすることが

容易にできたはずであり、勤務先からの借入金やBに対する慰謝料支払債務も同様である一方、Yが医師として安定した多額の収入を得ていたことからすると、弁済の方法に関する協議を行うことにより容易に破産を回避することができたはずであるとして、Yが支払を停止して破産の申立てをしたのは、債務を不当に免れるなどの不正な意図があると考えられるため、Yによる破産手続開始申立ては、不当な目的による破産手続開始申立てであったと認定しました。

2 破産法30条1項2号について

破産法30条1項は、「裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。」と規定し、破産手続開始の要件として、「破産手続開始の原因となる事実があると認められる」ことに加え、1号及び2号の破産障害事由(「破産手続費用の予納がないとき」、及び「不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき」)の不存在を定めています。旧法下において、解釈論として「破産手続開始の申立てが権利濫用と認められる場合には、破産手続の利用を認めるべきではなく、それだけの理由で当該申立てを却下ないし棄却すべき」という議論が異論のない状況にあったところであり、破産法30条1項2号は、平成16年改正により、解釈上異論のないものが破産障害事由の1つとなることを規定上明確にしたものとされています。また、本号は、民事再生法25条4号及び会社更生法41条1項4号と共通した内容の規定となっており、平成11年公布、平成12年施行による民事再生法によりこの規定が新設され、その後、会社更生法、破産法と、民事再生法に従い順次同内容の規定が置かれたという経緯があります。

3 旧会社更生法及び民事再生法における議論

2で述べた経緯があることから、本号の解釈に当たっては、

旧法下における議論や民事再生法における解釈が参考になるため、以下概説します。

旧会社更生法38条7号(現41条1項4号)の解釈として、①申立てが更正以外の目的でされた場合、②更生手続を欲せず、専ら更生手続開始の申立てに基づく効果を目的とする場合、③手続開始決定に伴う効果のみが目的で、申立人においてその後更生手続を進める意思がない場合等について、申立てが不誠実にされた場合に該当すると論じられてきました。また、民事再生法25条4号の解釈として、①債務者への嫌がらせや自らの債権回収を有利に進める等の目的で手続取下げを交渉材料に利用する債権者による申立てが行われた場合、②債務者が本心では手続開始を望まず、専ら手続開始の申立てに基づく効果(他の手続の停止や保全処分)を目的としてその間に資産隠しをする等、いわゆる時間稼ぎを目的とする場合、③申立て後の手続を進める意思がなく一時しのぎの目的を達した後に申立ての取下げを企図するような場合等が、不誠実な申立てに当たるという議論がなされていました。

4 旧破産法における議論

旧破産法においては、①債務名義をもたない債権者が債務者を威嚇して自己の債権を優先的に取り立てるためにする申立て、②申立人が期日に出頭しなかったり、申立後に所在不明となったりした場合の申立て、③真に破産手続の開始を求める意思や、手続を進める意思がないのに、一時的な時間稼ぎ等の他の目的をもって破産手続開始の申立てをする場合等が、不誠実な申立ての典型例とされていました。

5 破産法30条1項2号に係る議論

3及び4で述べた議論を踏まえ、現在では、破産法30条1項2号の解釈について、破産手続開始の申立てが破産手続以外の目的でされた場合や、破産手続開始を欲しないで専ら破産手続開始の申立てに基づく効果を目的とする場合が、本号に該当するものと考えられています。このうち、後者の類型につい

ては、保全処分発令後の破産手続開始の申立ての取下げが制限されることとなる(29条後段)とともに、破産手続開始の申立てから開始決定までの期間が実務的に短くなっていることから、当該類型による濫用的な利用はしにくくなり、実益がなくなったものとされています。また、前者の類型についても、申立人の申立ての目的が、破産手続が本来予定している破産的清算以外のものがあつたからといって、直ちに濫用的なものになるというわけではなく、客観的事実からその申立ての目的が破産手続の制度趣旨や基本的な目的との関係で逸脱の程度が濫用的なものとして評価できるか否かという事実認定に拠ることとなります。

6 検討

本事例において、Yは、支払停止時において、月額約55万円及び(一括支払義務があつたと思われる不貞慰謝料)50万円の返済・支払義務を負っていたところ、月額約55万円の返済の内訳を見るに、住宅ローン及び各借入先に対する返済として月々約20万円の返済義務を負っており、これに加え、Aに対する慰謝料・養育費として毎月35万円の支払義務を負っていました。返済・支払義務のあつた債務合計額からすれば、Yの月額収入額を超えているように見えますが、仙台高裁は、慰謝料・養育費について、一時減額を依頼する等、支払条件の調整を行うことができたことを理由として、Yの支払不能状態を認めず、債権者との協議を行わずして行った破産手続開始申立てにつき、不当な目的により申立てがなされたものと認定しています。

本事例は、上記5に挙げた類型にダイレクトに該当するものではないように見えますが、破産申立てに至るまでに債権者の不利益を抑える他の手段をとることなく、収入と約定返済額の形式的なアンバランスのみを理由として破産手続開始の申立てを行ったという事情を踏まえ、申立ての目的が破産手続の制度趣旨や基本的な目的との関係で逸脱の程度が濫用的であると認められたものと考えられます。ただし、本事例は、

一見すると、裁判所が破産申立人に対し、破産手続開始申立て以外の選択肢による解決の努力義務を課しているかのように見えますが、実際には、YがXに対する支払を不当に免れようとしたという本事例の個別・特殊な事情が重視されている点には留意する必要があるものと思います。

また、上記とは別に、本事例が認定した上記の事情を踏まえれば、そもそも本事例で破産障害事由を判断すべきであったか否かは、議論があり得るところと思います。上記2のとおり、破産法30条1項は「破産手続開始の原因となる事実があると認めるとき、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破

産手続開始の決定をする。」と規定しているところ、本事例では、上記のとおり、支払不能状態にはないという事実認定がされているように思われ、そうであれば、破産障害事由の存否を判断するまでもなく、そもそも破産原因(破産手続開始の原因となる事実)が認められないという理由で、破産手続開始申立てを棄却すべきであったという考え方もあり得るように思います。このように、本事例は、破産障害事由の有無について詳細に判断がされた点で破産申立実務において参考になるとともに、破産法30条1項の判断枠組みという理論面でも注目されることから、この度ご紹介いたしました。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】